

(指定短期入所生活介護事業所)
(指定介護予防短期入所生活介護事業所)

利 用 契 約 書

社会福祉法人あおば厚生福祉会
特別養護老人ホーム中野あおばの杜

社会福祉法人あおば厚生福祉会 特別養護老人ホーム中野あおばの杜
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
利用約款

ご契約者様 _____ (以下「入所契約者」という。) と特別養護老人ホーム中野あおばの杜 (以下「当施設」という。) は、ご入所者様 _____ (以下「入所者」という。) の当施設における短期入所生活介護サービス(併設型・空床型)の利用に関し、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 当施設は、介護保険法令の趣旨に従い、入所者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入所者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、居宅介護支援事業者等の作成した居宅サービス計画に基づき、第5条及び第6条に定める(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 当施設が入所者に対して実施する(介護予防)短期入所生活介護サービスの内容(以下「(介護予防)短期入所生活介護サービス計画」という。)は、別紙『重要事項説明書』に定める通りとします。
- 3 入所者は、本契約書第6章に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 (入所契約者及び身元引受兼連帯保証人及び連帯保証人)

- 1 入所契約者が入所者と異なる場合における本契約に係る入所契約者とは、入所者の意思を尊重し、たとえば本契約締結の当事者となる者であり、入所者の施設利用に関する債権債務を負う者としません。
- 2 身元引受人は、入所者の緊急連絡先、入所者の施設利用・入所計画等に関する同意や入所者が当施設を退所する際の明け渡し等を行う者としません。
- 3 入所者と入所契約者が同一の場合は、身元引受人兼連帯保証人に加え連帯保証人を一人追加する事とします。
- 4 入所契約者が当施設との入所契約に違反した場合、又は入所者が故意又は過失により当施設に損害を与えた場合等入所契約者が負う一切の債務について、身元引受人兼連帯保証人(連帯保証人を含みます。)は、極度額200万円の限度で当施設に対して入所契約者と連帯して保証します。
- 5 入所契約者、身元引受人兼連帯保証人、連帯保証人を変更する場合には、当施設に「身上変更届」を提出し、施設より承認を得たうえで変更できるものとします。

第3条 (契約期間と更新)

- 1 本契約の契約期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から入所者の要介護認定有効期間満了日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に入所者が要介護状態区分の変更を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。
- 2 契約期間の満了日の30日前までに、入所契約者から当施設に対して契約を解除する申し入れがな

い場合、この契約は自動的に更新され、以後も同様とします。

- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了の翌日から更新後の要介護認定期間満了日までとします。ただし、要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

第4条（短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 当施設は、第1条第2項に定める（介護予防）短期入所生活介護サービス計画の作成を行います。
- 2 （介護予防）短期入所生活介護サービス計画は入所契約者が依頼する居宅介護支援事業者によって作成された居宅サービス計画又は介護予防支援事業者によって作成された介護予防サービス計画の内容に沿って作成します。
- 3 当施設は、（介護予防）短期入所生活介護サービス計画の作成後においても、居宅介護支援事業者及介護予防支援事業者、入所者、入所契約者等と継続的な連携を行うことにより、（介護予防）短期入所生活介護サービス計画の実施状況の把握を行い必要に応じて（介護予防）短期入所生活介護サービス計画の変更を行うものとします。
- 4 当施設は、（介護予防）短期入所生活介護サービス計画を変更した場合には、入所契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第5条（サービスの内容）

- 1 当施設は、前条により作成された（介護予防）短期入所生活介護サービス計画に基づき、本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの内容は、「重要事項説明書」の通りです。
- 2 当施設は、以下のサービス内容に区分することなく、全体を包括したサービスに努めます。なお、（介護予防）短期入所生活介護サービス計画が作成されるまでの間であっても、希望や状態に応じた適切な介護サービスを提供するものとします。
 - (1) 入浴、排泄、着替え等の支援
 - (2) 相談及び援助
 - (3) 日常生活上の支援
 - (4) 機能回復訓練
 - (5) 健康管理及び療養上の支援
 - (6) 送迎の実施（送迎時間については場合によりご希望に沿えない場合があります）
- 3 当施設は入所契約者との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外のサービスを提供するものとします。
 - (1) 食事の提供
 - (2) 居室の提供
 - (3) 入所者に対する理美容サービス
 - (4) 複写物の交付
- 4 前項のサービスについて、その利用料金は入所契約者が負担するものとします。
- 5 当施設は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて入所者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。
- 6 当施設は、本条の各種サービスの提供にあたり、入所者の要介護状態の改善及び悪化の防止に資する

ように、入所者の心身の状態に応じて支援を適切に行い、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 当施設は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供に係る記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 入所者及び入所契約者は、サービス記録を閲覧できます。
- 3 入所者及び入所契約者は、サービス記録の複写物の交付を受けることができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 入所契約者は、要介護状態に応じて第5条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を当施設に支払うものとします。ただし、入所者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、実費での請求又は、認定が確定した後に請求を行うこととします。
（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、入所契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、入所契約者は食事代（基準費用額：1日1,600円。ただし、負担額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担額とする。）と居住費（基準費用額：1日2,800円。ただし、負担額認定を受けている場合には、認定証に記載している居住費の負担額とする。令和6年8月1日より、1日2,860円）と入所者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を当施設に支払うものとします。
- 4 前項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、翌月に前月分の利用料金の請求書を入所契約者に発行します。なお、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
- 5 利用料については、当月分の利用料金等を翌月28日までに支払うものとします。原則当施設の指定の口座振替を基本とし、それ以外の支払い方法は別途協議の上、指定口座への振込とします。
- 6 入所者のサービス実績が未確定等（介護区分更新や変更に伴う介護度未確定時や口座利用の手続き不備等）の際は、翌月分を合わせて翌々月に振替となるか、指定口座へ振込むものとします。なお、振込にかかる手数料は入所契約者ご負担となります。

第8条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条3項に定める食事代・居住費負担額について、介護保険制度の変更があった場合、当施設は当該サービス利用料金を改定することがあります。
- 2 入所契約者は、前項の変更不同意な場合には、本契約を解約することができます。

第9条（金銭の管理）

- 1 金銭の管理については、入所者本人の管理となります。紛失等の場合、当施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 2 入所生活の中で支払が生じる場合（買い物やレクリエーション等）は、事前に入所者又は入所契約者

に確認を行ったうえで、施設立て替えにてお支払いをさせていただきます。立て替えた料金については、実費負担料金として当月分の請求に合算し請求となります。請求書には立て替えをした領収書を添付させていただきますが、品物によっては領収書がない場合もありますのでご了承ください。

第3章 施設の義務等

第10条（施設及びサービス従事者の義務）

- 1 当施設及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 当施設は、入所者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、入所者及び入所契約者、身元引受人兼連帯保証人からの聴取・確認の上でサービスを提供するものとします。
- 3 当施設及びサービス従事者は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 当施設は、入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

第11条（守秘義務等）

- 1 当施設、サービス従事者又は従業員は、短期入所生活サービス・介護予防短期入所生活サービスを提供する上で知り得た入所者及び入所契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 当施設は、施設の職員が退職後、就業中に業務上知り得た入所者及び入所契約者の情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう配慮します。
- 3 当施設は、適切なサービスを提供するため、入所者又は入所契約者へプライバシーに関わる情報の提供をお願いすることがあります。
- 4 当施設は、入所者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入所者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 5 当施設は、入所者の円滑な在宅生活の為の援助を行う場合に、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて入所契約者の同意を得るものとします。

第4章 入所契約者・身元引受人兼連帯保証人の義務等

第12条（入所契約者及び入所者の施設利用上の注意等）

- 1 入所者及び入所契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 入所契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、当施設及びサービス従事者が入所者の居室内に立ち入り、必要な対策をとることを認めるものとします。ただし、その場合、当施設は入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 身元引受人兼連帯保証人は、入所者が当施設の施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、第2条4項で定めた極度額の範囲内で賠償の責を負うものとし、入所者及び入居契約者と連携して相当の額を支払うものとします。

- 4 入所者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入所者及び入所契約者と当施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
- 5 入所者の心身の状況等により治療や入院が必要となる場合には、手配や協力を行うものとします。
- 6 入所者の入院の手続きや治療に関して医療機関から医療同意を求められた際には、利用者に代わってその対応や手続きを行う事とします。

第5章 事故発生時の対応及び損害賠償

第13条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所契約者及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 当施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入所者または入所契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

第14条（免責される場合）

- 1 以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 入所者又は入所契約者が、契約締結時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - (2) 入所者又は入所契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - (3) 入所者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
 - (4) 入所者又は入所契約者が、当施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第15条（施設の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 当施設は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他当施設の責に帰さない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入所者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

第16条（契約の終了事由）

- 1 入所者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い当施設が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 入所者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により入所者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (3) 当施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 他の介護保険施設等へ入所が決まり、その施設においてサービスを受けることができる状態となったとき

第17条（入所契約者からの中途解約等）

- 1 入所契約者は、当施設もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) 当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施しない場合
 - (2) 当施設もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) サービス従事者が故意又は重過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (4) 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（施設からの契約解除）

- 1 入所者又は入所契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 入所契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 入所者又は入所契約者が、故意又は重大な過失により当施設又はサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をするなどし、福祉施設における生活が妥当ではないと判断されたとき

第19条（契約の終了に伴う援助）

- 1 本契約が終了し、入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、当施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行うものとします。
 - (1) 適切な病院等又は介護老人福祉施設等の紹介
 - (2) 居宅介護支援事業者の紹介
 - (3) その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第20条（所持品の引取等）

- 1 入所契約者は、本契約が終了した後、14日以内に所持品を引き取るものとします。14日を過ぎた場合、郵送等の方法により、入所契約者へ引き渡すものとします。その引き渡しに係る費用は入所契約者及び身元引受人兼連帯保証人の負担とします。ただし、14日以内に引き取ることができない事情がある場合には、速やかに当施設にその旨を連絡するものとします。
- 2 入所契約者が、引き取りに必要な相当な期間が過ぎても所持品を引き取る義務を履行しない場合には、所有権を放棄したものとみなし、処分するものとします。その処分にかかる費用は、入所契約者及び身元引受人兼連帯保証人の負担とします。

第7章 入所者の権利

第21条（入所者の権利）

- 1 入所者は、当施設の利用に関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、入所者は如何なる不利益を受けることはありません。
 - (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
 - (2) 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
 - (3) 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
 - (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
 - (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
 - (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
 - (7) 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
 - (8) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
 - (9) 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
 - (10) 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載）

第8章 その他

第22条（身体拘束の禁止）

- 1 当施設は、入所者や他の入所者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。入所者の行動を制限する場合は、入所契約者に対し事前に行動制限の根拠、内容について十分に説明し、文書による同意を得ます。

第23条（苦情処理）

- 1 当施設は、その提供したサービスに関する入所者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、当施設は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、入所者や入所契約者と誠意をもって協議するものとします。

第25条（造作・模様替え等の制限）

- 1 入所者は、当施設の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け替えたりすることはできません。
- 2 入所者は、居室以外の施設内外の造作・模様替え等をしてはなりません。

附則

この契約書は令和5年4月1日より施行する。

この契約書は令和6年4月1日より施行する。

この契約書は令和6年6月1日より施行する。

施設利用にあたり入所者の選択が必要な確認事項

1 利用料金に係る確認事項

1) 居室の種類（通常個室、個室A、個室Bの希望）

- 居室の種類を問わない 通常個室
 個室A（居室費＋660円/日） 個室B（居室費＋220円/日）

2) おやつ代（施設から提供するおやつ代、110円/日(税込)）

- 利用する 利用しない

3) 入所者が希望する嗜好的飲料（飲料類の準備費、55円/日(税込)）

- 利用する 利用しない

4) 入所者が個人的に使用する電化製品の持ち込み（55円/日(税込)）

- 持ち込む 持ち込まない

◎持ち込み電化製品名

5) TVレンタル代（165円/日(税込)）

- 利用する 利用しない

6) タオル及び衣類等のセット利用の有無

- 利用しない
 タオルセット（176円/日 税込）
 衣類・タオルセット（330円/日 税込）

※ご利用を希望されない際は、タオル類及び個別で使用する日曜消耗品のご準備をお願いします。

年 月 日

事業所住所 宮城県仙台市宮城野区中野5丁目7番8

事業所名 特別養護老人ホーム 中野あおばの杜

(介護予防) 短期入所生活介護

電話番号 022-290-9310

管理者名 施設長 加藤 直樹 印

説明者 _____ 印

入所者氏名 _____ 印

住所 _____

電話番号 _____

入所契約者氏名 _____ 印 (入所者との関係:)

住所 _____

電話番号 _____

身元引受人兼連帯保証人氏名 _____ 印 (入所者との関係:)

住所 _____

電話番号 _____

連帯保証人氏名 _____ 印 (入所者との関係:)

住所 _____

電話番号 _____